

改 正 案	現 行				
<p>（柱の小径）</p> <p>第四十三条 構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接着する土台、足固め、胴差、はり、けたその他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、次の表に掲げる割合以上のものでなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="220 528 759 1084"> <tr> <td data-bbox="220 528 759 804"> <p>張り間方向又はけた行方向に相互の間隔が十メートル以上の柱又は学校、保育所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗（床面積の合計が十平方メートル以内のもの</p> </td> <td data-bbox="220 804 759 1084"> <p>上欄以外の柱</p> </td> </tr> </table>	<p>張り間方向又はけた行方向に相互の間隔が十メートル以上の柱又は学校、保育所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗（床面積の合計が十平方メートル以内のもの</p>	<p>上欄以外の柱</p>	<p>（柱の小径）</p> <p>第四十三条 構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接着する土台、足固め、胴差、はり、けたその他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、次の表に掲げる割合以上のものでなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="220 1480 759 2036"> <tr> <td data-bbox="220 1480 759 1756"> <p>張り間方向又はけた行方向に相互の間隔が十メートル以上の柱又は学校、保育所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗（床面積の合計が十平方メートル以内のもの</p> </td> <td data-bbox="220 1756 759 2036"> <p>上欄以外の柱</p> </td> </tr> </table>	<p>張り間方向又はけた行方向に相互の間隔が十メートル以上の柱又は学校、保育所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗（床面積の合計が十平方メートル以内のもの</p>	<p>上欄以外の柱</p>
<p>張り間方向又はけた行方向に相互の間隔が十メートル以上の柱又は学校、保育所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗（床面積の合計が十平方メートル以内のもの</p>	<p>上欄以外の柱</p>				
<p>張り間方向又はけた行方向に相互の間隔が十メートル以上の柱又は学校、保育所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗（床面積の合計が十平方メートル以内のもの</p>	<p>上欄以外の柱</p>				

(三)	(二)	(一)	建築物	
			を除く。(若しくは公衆浴場の用途に供する建築物の柱)	最上階又は階数が一の建築物の柱
(一及び二に掲げる建築物以外の)	(一)に掲げる建築物以外の建築物で屋根を金属板、石板、木板その他これらに類する軽い材料でふいたもの	土蔵造の建築物その他これに類する壁の重量が特に大きい建築物	二十二分の一	二十二分の一
の二十五分の一	—	—	二十二分の一	二十二分の一
の二十二分の一	—	—	—	—
—	—	—	—	—
の二十八分の一	—	—	—	—

(三)	(二)	(一)	建築物	
			を除く。(若しくは公衆浴場の用途に供する建築物の柱)	最上階又は階数が一の建築物の柱
(一及び二に掲げる建築物以外の)	(一)に掲げる建築物以外の建築物で屋根を金属板、石板、石綿スレート、木板その他これらに類する軽い材料でふいたもの	土蔵造の建築物その他これに類する壁の重量が特に大きい建築物	二十二分の一	二十二分の一
の二十五分の一	—	—	二十二分の一	二十二分の一
の二十二分の一	—	—	—	—
—	—	—	—	—
の二十八分の一	—	—	—	—

建築物

2.6 (略)

(鉄骨鉄筋コンクリート造に対する第五節及び第六節の規定の準用)
 第七十九条の四 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分
 については、前二節(第六十五条、第七十条及び第七十七条第四号を除
 く。)の規定を準用する。この場合において、第七十二条第二号中「鉄
 筋相互間及び鉄筋とせき板」とあるのは「鉄骨及び鉄筋の間並びにこれ
 らとせき板」と、第七十七条第六号中「主筋」とあるのは「鉄骨及び主
 筋」と読み替えるものとする。

(固定荷重)

第八十四条 建築物の各部の固定荷重は、当該建築物の実況に応じて計算
 しなければならない。ただし、次の表に掲げる建築物の部分の固定荷重
 については、それぞれ同表の単位面積当たり荷重の欄に定める数値に面
 積を乗じて計算することができる。

瓦ぶき	種別	単位面積当たり荷重 単位 一平方メートル につきニュートン	備考

建築物

2.6 (略)

(鉄骨鉄筋コンクリート造に対する第五節及び第六節の規定の準用)
 第七十九条の四 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分
 については、前二節(第六十五条、第七十条及び第七十七条第三号を除
 く。)の規定を準用する。この場合において、第七十二条第二号中「鉄
 筋相互間及び鉄筋とせき板」とあるのは「鉄骨及び鉄筋の間並びにこれ
 らとせき板」と、第七十七条第五号中「主筋」とあるのは「鉄骨及び主
 筋」と読み替えるものとする。

(固定荷重)

第八十四条 建築物の各部の固定荷重は、当該建築物の実況に応じて計算
 しなければならない。ただし、次の表に掲げる建築物の部分の固定荷重
 については、それぞれ同表の単位面積当たり荷重の欄に定める数値に面
 積を乗じて計算することができる。

瓦ぶき	種別	単位面積当たり荷重 単位 一平方メートル につきニュートン	備考

(略)	屋 根			(略)	(略)	九八〇	下地及びたるきを 含み、もやを 含まない。
	(略)	波形鉄 板ぶき	もやに 直接ふ く場合				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	五〇	もやを含まない。

(建築物に設ける煙突)

第百十五条 建築物に設ける煙突は、次に定める構造としなければならない。
い。

一・二 (略)

三 煙突は、次のイ又は口のいずれかに適合するものとする。

イ 次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、煙突の上又は周

(略)	屋 根						(略)	九八〇	下地及びたるきを 含み、もやを 含まない。
	(略)	石綿ス レート	ぶき	波形鉄 板ぶき	もやに 直接ふ く場合	その他 の場合			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	二五〇	もやを含まない。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	三四〇	下地及びたるきを 含み、もやを 含まない。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	五〇	もやを含まない。	

(建築物に設ける煙突)

第百十五条 建築物に設ける煙突は、次に定める構造としなければならない。
い。

一・二 (略)

三 煙突は、次のイ又は口のいずれかに適合するものとする。

イ 次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、金属製又は石綿

囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。」。

- (2) 煙突は、建築物の部分である木材その他の可燃材料から十五センチメートル以上離して設けること。ただし、厚さが十センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造り、又は覆う部分その他当該可燃材料を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部分は、この限りでない。

ロ その周囲にある建築物の部分（小屋裏、天井裏、床裏等にある部分にあつては、煙突の上又は周囲にたまるほこりを含む。）を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

四〇七（略）

2（略）

（共同住宅の住戸の床面積の算定等）

第二百二十三条の二 主要構造部を準耐火構造とした共同住宅の住戸でその階数が二又は三であり、かつ、出入口が一の階のみにあるものの当該出入口のある階以外の階は、その居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離が四十メートル以下である場合において、第二百十九条、第二百一十一条第一項第五号（同条第二項の規定により

製とし、かつ、金属以外の不燃材料で覆うこと又は厚さが十センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造ること。

- (2) 煙突は、建築物の部分である木材その他の可燃材料から十五センチメートル以上離して設けること。ただし、厚さが十センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造り、又は覆う部分は、この限りでない。

ロ その周囲にある建築物の部分（小屋裏、天井裏、床裏等にある部分にあつては、煙突の上にとまるほこりを含む。）を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

四〇七（略）

2（略）

（共同住宅の住戸の床面積の算定等）

第二百二十三条の二 主要構造部を準耐火構造とした共同住宅の住戸でその階数が二又は三であり、かつ、出入口が一の階のみにあるものの当該出入口のある階以外の階は、その居室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離が四十メートル以下である場合において、第二百十九条、第二百一十一条第一項第四号（同条第二項の規定により

読み替える場合を含む。）、第二百二十二条第一項及び前条第三項第十一号の規定の適用については、当該出入口のある階にあるものとみなす。

（位置の制限を受ける処理施設）

第三百三十条の二の二 法第五十一条本文（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）

二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）

イ 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

ロ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十四号に掲げる廃油処理施設

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）

第三百三十条の二の三 法第五十一条ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるもの

読み替える場合を含む。）、第二百二十二条第一項及び前条第三項第十一号の規定の適用については、当該出入口のある階にあるものとみなす。

（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）

第三百三十条の二の二 法第五十一条ただし書（法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるもの

とする。

一 (略)

二 汚物処理場又はごみ焼却場その他のごみ処理施設の利用に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更(第五号に該当するものを除く。)

三 工業地域又は工業専用地域内における産業廃棄物処理施設の利用に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更(第六号に該当するものを除く。)

(

一 汚泥(ポリ塩化ビフェニル処理物(廃ポリ塩化ビフェニル等(廃棄物処理法施行令第二条の四第五号イに掲げる廃ポリ塩化ビフェニル等)をいう。以下この号において同じ。))又はポリ塩化ビフェニル汚染物(同号ロに掲げるポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下この号において同じ。))を処分するために処理したものをいう。以下この号において同じ。)

とする。

一 (略)

二 汚物処理場又はごみ焼却場の用途に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更(第五号に該当するものを除く。)

三 工業地域又は工業専用地域内における産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号

(第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下この項において同じ。))

の処理施設の利用に供する建築物に係る新築、増築又は用途変更(第六号に該当するものを除く。))又はポリ塩化ビフェニル汚染物(同号ロに掲げるポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下この号において同じ。))を処分するために処理したものをいう。以下この号において同じ。)

あるものを除く。)の焼却施設 十立方メートル

ホ)チ (略)

リ 廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設 一トン

又) 廃棄物処理法施行令第二条第一号に掲げる廃棄物(事業活動に伴つて生じたものに限り。)又はがれき類の破碎施設 百トン

ル) 廃棄物処理法施行令別表第三の三に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固定化施設 四立方メートル

ク)カ (略)

ヨ) 廃ポリ塩化ビフェニル等(ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。)又はポリ塩化ビフェニル

をいう。以下この号において同じ。)を処分するために処理したものをいう。以下この号において同じ。)であるものを除く。)の焼却施設 十立方メートル

ホ)チ (略)

リ 廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物であるものを除く。)の焼却施設 一トン

又) 廃棄物処理法施行令別表第五の下欄に掲げる物質を含む汚泥のコンクリート固定化施設 四立方メートル

ル)ワ (略)

処理物の分解施設 ○・二トン

タ ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設 ○・二トン

レ 焼却施設(二、へ、リ及び力に掲げるものを除く。) 六トン

四 (略)

五 法第五十一条ただし書の規定による許可を受けた汚物処理場若しくはごみ焼却場その他のごみ処理施設の用途に供する建築物又は法第三条第二項の規定により法第五十一条の規定の適用を受けないこれらの用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力がそれぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の一・五倍以下又は四千五百人(総合的設計による一団地の住宅施設に関して当該団地内においてする場合にあつては、一万五千人)以下のもの

イ・ロ (略)

六 法第五十一条ただし書の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力が、それぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の一・五倍以下又は産業廃棄物処理施設の種類に応じてそれぞれ第三号に掲げる処理能力の一

カ ポリ塩化ビフェニル汚染物の洗浄施設 ○・二トン

○・二トン

ヨ 産業廃棄物の焼却施設(二、へ、リ及びワに掲げるものを除く。) 六トン

四 (略)

五 法第五十一条ただし書の規定による許可を受けた汚物処理場若しくはごみ焼却場の用途に供する建築物又は法第三条第二項の規定により法第五十一条の規定の適用を受けないこれらの用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

イ・ロ (略)

六 法第五十一条ただし書の規定による許可を受けた産業廃棄物の処理施設の用途に供する建築物又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力が、それぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の一・五倍以下又は産業廃棄物の処理施設の種類に応じてそれぞれ第三号に掲げる処理能力の一

法第三条第二項の規定に
より法第五十一条の規定
イ・ロ（略）

の適用を受けない当該
用途に供する建築物に係る
増築又は用途変更

2
（略）

（工作物の指定）

第三百三十八条（略）

2
（略）

3 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で法第八十八条第二項の規
定により政令で指定するものは、次に掲げる工作物（土木事業その他の
事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び第一号又
は第五号に掲げるもので建築物の敷地（法第三条第二項の規定により法
第四十八条第一項から第十二項までの規定の適用を受けない建築物につ
いては、第三百三十七条に規定する基準時における敷地をいう。）と同一
の敷地内にあるものを除く。）とする。

一〜四（略）

五 汚物処理場、ごみ焼却場又は第三百三十条の二の二各号に掲げる処理
施設の用途に供する工作物で都市計画区域又は準都市計画区域（準都
市計画区域にあつては、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専
用地域又は第一種中高層住居専用地域に限る。）内にあるもの

は法第三条第二項の規定 一・五倍以下のもの
により法第五十一条の規 イ・ロ（略）

定の適用を受けない当該
用途に供する建築物に係
る増築又は用途変更

2
（略）

（工作物の指定）

第三百三十八条（略）

2
（略）

3 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で法第八十八条第二項の規
定により政令で指定するものは、次に掲げる工作物（土木事業その他の
事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び第一号又
は第五号に掲げるもので建築物の敷地（法第三条第二項の規定により法
第四十八条第一項から第十二項までの規定の適用を受けない建築物につ
いては、第三百三十七条に規定する基準時における敷地をいう。）と同一
の敷地内にあるものを除く。）とする。

一〜四（略）

五 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物で
都市計画区域又は準都市計画区域（準都市計画区域にあつては、第一
種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居
専用地域に限る。）内にあるもの

六（略）

（処理施設）

第四百四十四条の二の三 第三百三十八条第三項第五号に掲げるもの（都市計画区域内にあるものに限る。）については、第三百三十条の二の三（第一項第一号及び第四号を除く。）の規定を準用する。

（特別区の特例）

第四百四十九条 法第九十七条の三第一項に規定する建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、法の規定により建築主事の権限に属するものとされている事務のうち、次に掲げる建築物、工作物又は建築設備（第二号に掲げる建築物又は工作物にあつては、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物又は工作物を除く。）に係る事務以外の事務とする。

一（略）

二 その新築、改築、増築、移転、築造又は用途の変更に関して、法第五十一条（法第八十七条第二項及び第三項並びに法第八十八条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区の建築主事にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可

六（略）

（処理施設）

第四百四十四条の二の三 第三百三十八条第三項第五号に掲げるもの（都市計画区域内にあるものに限る。）については、第三百三十条の二の二（第一項第一号及び第四号を除く。）の規定を準用する。

（特別区の特例）

第四百四十九条 法第九十七条の三第一項に規定する建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、法の規定により建築主事の権限に属するものとされている事務のうち、次に掲げる建築物、工作物又は建築設備（第二号に掲げる建築物又は工作物にあつては、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物又は工作物を除く。）に係る事務以外の事務とする。

一（略）

二 その新築、改築、増築、移転、築造又は用途の変更に関して、法第五十一条（法第八十七条第二項及び第三項並びに法第八十八条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区の建築主事にあつては、卸売市場、と畜場及びその他の処理施設（産業廃棄物処理施設に限る。）に係る部分に限る。）並びに法以外の法律並びにこれに基づく命令及び

を必要とする建築物又は工作物

三・四 (略)

2 法第九十七条の三第三項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務で政令で定めるものは、前項各号に掲げる建築物、工作物又は建築設備に係る事務以外の事務であつて法の規定により都知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務以外の事務とする。

一 (略)

二 市町村都市計画審議会が置かれている特別区の長 法第七条の三、法第五十一条(卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)、法第五十二条第一項及び第七項、法第五十二条の二第三項及び第四項、法第五十二条の三第二項及び第三項、法第五十三条第一項、法第五十六条第一項第二号二、法第八十四条、法第八十五条第一項並びに法別表第三(欄五の項)に規定する事務

3 (略)

条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物又は工作物

三・四 (略)

2 法第九十七条の三第三項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務で政令で定めるものは、前項各号に掲げる建築物、工作物又は建築設備に係る事務以外の事務であつて法の規定により都知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務以外の事務とする。

一 (略)

二 市町村都市計画審議会が置かれている特別区の長 法第七条の三、法第五十一条(卸売市場、と畜場及びその他の処理施設(産業廃棄物処理施設に限る。))に係る部分に限る。)、法第五十二条第一項及び第七項、法第五十二条の二第三項及び第四項、法第五十二条の三第二項及び第三項、法第五十三条第一項、法第五十六条第一項第二号二、法第八十四条、法第八十五条第一項並びに法別表第三(欄五の項)に規定する事務

3 (略)

改 正 案	現 行
<p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>2 法第十五条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物</p>	<p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>2 法第十五条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及びその他の処理施設（産業廃棄物処理施設に限る。）に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物</p>

改 正 案	現 行
<p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第四条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物</p>	<p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第四条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及びその他の処理施設（産業廃棄物処理施設に限る。）に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物</p>

改 正 案	現 行
<p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法第四条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物</p>	<p>（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 法第四条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及びその他の処理施設（産業廃棄物処理施設に限る。）に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物</p>